

伊方発電所3号機1次系補助設備制御装置取替工事について

1. 工事概要

- 伊方発電所3号機1次系補助設備制御装置（1次系補助設備制御ラック※¹および1次系補助設備制御盤※²）について、保守性向上（設備の製造中止対応等）として以下のとおり取替・改造を行う。
 - ・ 1次系補助設備制御盤（補機制御室）を撤去し、当該装置で担っていた液体廃棄物処理系統等に係る監視・操作機能を、補助設備共通制御盤（中央制御室）に変更する。
 - ・ 1次系補助設備制御装置を取り替える。
- 上記変更により、個別警報（例：漏えい検出器水位高〇〇室）の表示箇所が、補機制御室（1次系補助設備制御盤）から中央制御室（補助設備共通制御盤）に変更となる。一括警報（例：漏えい検出器水位高）の表示箇所については、中央制御室（主盤）から変更はない。

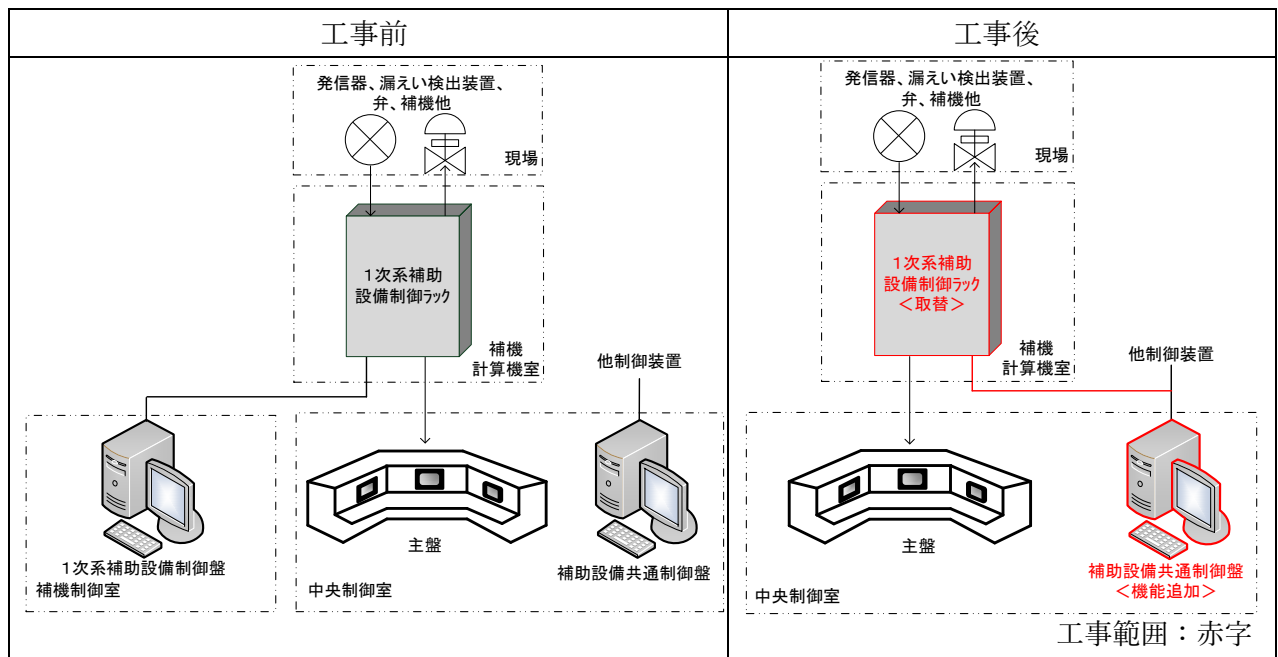


図1：工事概要図

※1 1次系補助設備（液体廃棄物処理系統（ほう酸回収装置、廃液蒸発装置、洗浄排水処理装置）、気体廃棄物処理系統、漏えい検知装置、ヒートト्रेस等）に係る制御を行うデジタル制御装置

※2 1次系補助設備に係る警報・指示監視および運転操作を行う装置

2. 手続き

本工事は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）別表第一下欄「事前届出を要するもの」に該当する。

別表第一（第8条関係）

工事の種類（上欄）	認可を要するもの（中欄）	事前届出を要するもの（下欄）
5 放射性廃棄物の廃棄施設	改造であって、次に掲げるもの (1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器パウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの (2) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (3) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）、堰せきその他の設備又は 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置に係るもの 2 修理であって、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器パウンダリに係るものに限る。）又は排気筒に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

また、実用炉規則別表第二中欄「設備別記載事項」に「漏えい検出装置又は自動警報装置の取付箇所」を届出時に記載することが示されている。

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類（上欄）	記載すべき事項（中欄）		添付書類（許可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）（下欄）
	一般記載事項	設備別記載事項（許可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
各発電用原子炉施設に共通	1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称および所在地（都道府県群市区町村字を記載すること。） 2 発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）	（空欄）	（省略）
放射性廃棄物の廃棄施設	（空欄）	4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	（省略）

3. 認可申請および届出スケジュール

表1に示すとおり、本工事の届出を令和6年1月に計画している。

また、本工事の届出対象となる要目表（流体状の放射性廃棄物漏えい検出装置）については、使用済樹脂貯蔵タンク増設工事^{※1}でも届出を計画している。

使用済樹脂貯蔵タンク増設工事の開始時期は令和6年6月を予定しており、それまでに認可（火災防護設備）および届出（30日間）が完了している必要があることから、標準処理期間（90日）を考慮し、認可申請および届出を令和6年2月に計画している。

※1 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事の工事概要は別紙1参照

表1：認可申請および届出スケジュール

工事件名	年月	令和5年度			令和6年度												令和7年度			
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定検工程										17回									18回	
1次系補助設備制御装置取替工事				▽届出																
(参考) 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事				▽認可申請																
				▽届出																

以上

伊方発電所 3号機使用済樹脂貯蔵タンク増設工事について

1. 工事概要

- 将来増設することを想定して建設時より確保している区画に、基本構造が既設タンクと同様の使用済樹脂貯蔵タンク 3 C を増設する。
- 使用済樹脂貯蔵タンク 3 C のタンク増設に伴い、増設壁、漏えい検出装置、配管等を設置する。

使用済樹脂貯蔵タンク 3 C および増設壁の概略配置を以下に示す。

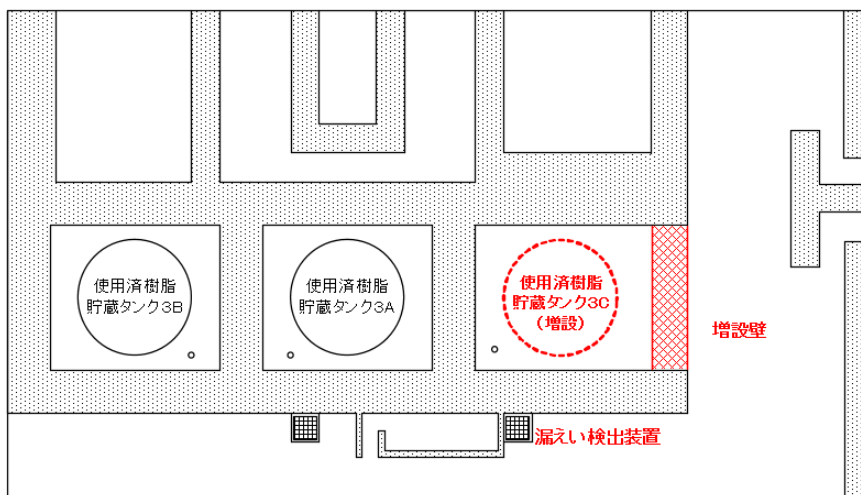


図1 使用済樹脂貯蔵タンク 3 C の工事概要

2. 手続き

本工事は、実用炉規則別表第一「認可を要するもの」、「事前届出を要するもの」に該当する。

別表第一（第8条関係）

漏えい拡大防止のための堰としての壁設置⇒届出

工事の種類（上欄）	認可を要するもの（中欄）	事前届出を要するもの（下欄）
5 放射性廃棄物の廃棄施設 使用済樹脂貯蔵タンクの個数増加⇒届出 主配管設置⇒届出 漏えい検出装置の個数の増加⇒届出	改造であって、次に掲げるもの (1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの (2) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (3) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であって 、気体、液体若しくは 固体廃棄物貯蔵設備 （ポンプを除く。）、気体、液体若しくは 固体廃棄物処理設備 （ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）、 堰（せき） その他の設備又は 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置 に係るもの 2 修理であって、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）又は排気筒に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
8 その他発電用原子炉の附属施設 (4) 火災防護設備	改造であって、次に掲げるもの (1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの (2) 消火設備に係るもの (3) 火災防護設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (4) 火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	修理であって、火災区域構造物若しくは火災区画構造物又は消火設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの 火災区域・区画構造物としての壁設置に伴う火災区域の追加⇒認可

以上